

介護事業者の皆様へ（平成29年度版）

（公財）介護労働安定センター

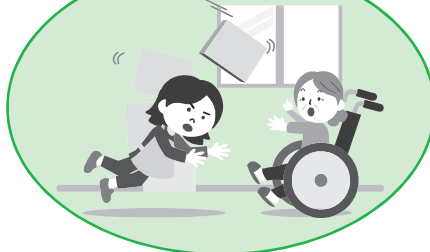
傷害補償制度・感染症見舞金制度のご案内

介護労働者の皆様に安心をお届けします。

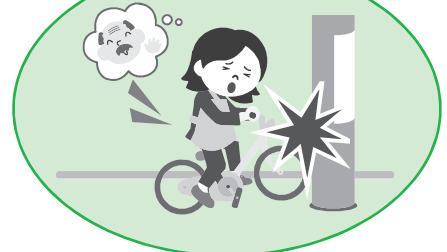
●訪問介護サービス中の事故



●介護施設内での事故



●介護先へ向かう途中の事故



介護事業者に雇用される介護労働者の皆様が、工作中・通勤途上・講習会参加中等に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（ケガ）を被った場合の補償です。

傷害補償制度の補償の内容

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

後記〈傷害補償制度④保険金を支払う主な事故〉記載の傷害を被ったとき、以下の保険金をお支払いします。

死亡保険金 **545万円**

事故日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）（注1）

後遺障害保険金 **21.8万円～545万円**

事故日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。（注2）

入院保険金 **1日あたり5,000円**

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。（事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。また、入院保険金がお支払される期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。）

手術保険金 **手術の種類に応じて2.5万円または5万円**

治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術（注3）または先進医療（注4）に該当する所定の手術を受けられた場合、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術1回に限り（注5）。

通院保険金 **1日あたり3,000円**

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。（事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。）（注6）（注7）

（注1）1事故についてすでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

（注2）1事故について545万円が限度となります。

（注3）傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

（注4）「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。

（注5）1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみをお支払いします。

（注6）入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金がお支払される期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。

（注7）通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

*1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

* 補償の対象となるケガには、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は含みません。

なお、職業病・テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いづれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容の改定点は別紙の内容と一致となりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、本パンフレット最終ページ記載の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認ください。記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、取扱代理店（株）全福サービスまでお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

傷害補償制度のオプション

感染症見舞金制度の内容

要介護者等への介護業務中に介護労働者が「感染症」に罹患し、医師の治療を受けた場合に介護事業者が（公財）介護労働安定センター感染症見舞金制度に基づき見舞金を支払うことによって被る損害を補償する制度です。保険期間中に損害が発生した場合に限り保険金をお支払いします。

補償金額（支払限度額） **1名あたり30,000円**



* 傷害補償制度は「総合生活保険（傷害補償）（介護労働安定センター団体傷害保険特約付帯）」の愛称です。
* 傷害補償制度および感染症見舞金制度は、（公財）介護労働安定センターが保険契約者となり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）介護労働安定センターが有します。
* 感染症見舞金制度は、（公財）介護労働安定センターの傷害補償（介護事業者用）制度に加入された介護事業者を被保険者として、共済責任保険を締結することで取扱う見舞金制度です。
* 同一の感染症で同時に罹患した複数の介護労働者に見舞金を支払う場合、1名毎に上記支払限度額が適用されます。

傷害補償制度・感染症見舞金制度 共通事項

1 加入対象者

加入対象者は、介護保険法に定められている以下の(1)から(10)のいずれかに該当する事業者になります。

※(公財)介護労働安定センターに登録されていない介護事業者が本補償制度に加入する際には、(公財)介護労働安定センターへの登録が必要です。

(1) 指定居宅サービス事業者

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護※1
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション

(2) 指定居宅介護支援事業者

- ・居宅介護支援（居宅介護サービス計画費／特別居宅介護サービス計画費）

(3) 介護保険施設の事業者※1

- ・指定介護老人福祉施設
- ・指定介護療養型医療施設
- ・介護老人保健施設

(4) 指定地域密着型サービス事業者

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・定期巡回サービス
- ・複合型サービス

(5) 指定介護予防サービス事業者

- ・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防通所介護（デイサービス）
- ・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・介護予防短期入所療養介護※1
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売

(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

(7) 指定介護予防支援事業者

- ・介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

(8) 障害者総合支援法に基づく居宅生活支援サービス事業者

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・生活介護
- ・施設入所支援
- ・重度障害者包括支援
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・移動支援
- ・行動援護
- ・重度訪問介護
- ・共同生活介護（ケアホーム）
- ・同行援護
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・指定特定相談支援

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者

上記(1)～(9)記載のいずれかと同内容のサービス

(10) 基準該当サービスの事業者

② 保険期間

補償は、保険料をお支払いいただいた月の翌月1日の午前0時から開始します。一ヶ月単位の補償となりますので、被保険者名簿を毎月ご確認いただきます。

- ※ 補償開始月の前月末日（休日の場合は前日）までに保険料の振込みと加入依頼書のご提出をお願いします。
- ※ （公財）介護労働安定センターと東京海上日動火災保険（株）との間での団体保険契約は、保険期間を2017年4月1日午前0時から2018年3月31日の午後12時までとして締結しています。

傷害補償制度

① 被保険者（保険の対象となる方）

共通事項①加入対象者に該当する介護事業者に雇用され、主として介護業務※2に従事する訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員（ケアマネージャー）、介護福祉士等の労働者全員が対象となります。

◎事業者と雇用関係のない代表者・役員・理事等は対象となりません。

- ※1 共通事項①加入対象者の（1）、（3）及び（5）の※1における看護業務中の事故は補償対象となりません。
- ※2 介護業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事、その他の介護を行う業務をいいます。

② 保険料

従業員1名あたり 毎月350円

③ 加入手続方法

平成29年度より名簿の記入・提出が不要となりました。
下記〈重要なお知らせ〉を必ずご参照ください。

(1) 加入書類等の入手方法

加入をご希望の介護事業者様には、取扱代理店から「加入依頼書」及び「払込取扱票」をお送りします。

(2) 申込人数の確認

各事業者にて、被保険者となる介護労働者の人数を確認していただきます。

(3) 加入依頼書の記入

取扱代理店から送付された「加入依頼書」に法人名・代表者名、事業所名、所在地等、必要事項を記入し事業者印を押印してください。

(4) 保険料の振込み

(2)で確認した被保険者数に、1人当たり350円の保険料を乗じた金額を、専用の払込取扱票（前記様式）にてセンター指定の郵便振替口座に、補償開始月の前月末日（休日の場合は前日）までに送金してください。

前月末日（休日の場合は前日）までに、保険料の送金がされない場合は補償の対象となりませんので、ご注意ください。

(5) 必要書類一式を取扱代理店(株)全福サービスへ送付

次のア・イの書類を取扱代理店へ提出してください。

ア 加入依頼書

イ 保険料の納付が確認できる郵便振替払込請求書兼受領証の写

- ※ 月払でご加入の事業者は、加入依頼書及び振替払込請求書兼受領証の写を毎月提出してください。
- ※ 年払でご加入の事業者は、加入依頼書及び振替払込請求書兼受領証の写を初回に提出いただき、次月以降は変更のあった時のみ提出してください。
- ※ ご提出いただいた加入依頼書の加入法人・事業所欄の内容に変更があった場合は、加入後に送付される事務手引きに従って手続きをお願いします。
- ※ 加入後、休止または廃業となった場合は、加入後に送付される事務手引きに従って手続きをお願いします。

〈重要なお知らせ〉

平成29年度より被保険者名簿の記入・提出は、加入事業者様で常時備え付けされていることを前提に不要となりました。事故の際等、介護労働安定センターあるいは引受保険会社、取扱代理店より提出を求められる場合がございますので、必ず常時ご提出いただける状態で備え付けくださいますようお願い致します。

（備え付けいただく名簿につきましては、被保険者名が明記されていれば形式は問いませんが、取扱代理店・全福サービスのホームページに掲載しておりますので適宜ご利用ください）

4 保険金を支払う主な事故

- 被保険者（保険の対象となる方）が雇用されている介護事業者の介護業務に従事中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害（ただし、被保険者の住居で仕事に従事している間を除きます。）
- 介護事業者の介護業務に従事するために自宅と勤務場所との通常の経路の往復中、及び勤務場所を移動中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害
- センター及び介護事業者が主催する仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習会、行事に参加中又はその会場と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害 など

5 保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
- 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
- ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等

6 事故の場合

- (1) 事故が発生した場合は、事故報告書を直ちに取扱代理店(株)全福サービスに FAX してください。
- (2) 取扱代理店(株)全福サービスから事故報告書が東京海上日動火災保険(株)に送付されると、事業者宛に保険金請求書類が送付されます。
- (3) ケガをした従業員と事業者は協力の下に請求書類を作成し、東京海上日動火災保険(株)に提出します。

- 注)
- 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
 - 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

感染症見舞金制度（傷害補償制度のオプション）

傷害補償（介護事業者用）制度に加入の介護事業者を加入対象としています。
感染症見舞金制度の加入に当たっては、傷害補償（介護事業者用）制度加入の介護労働者全員を見舞金の支払対象として加入する（事業所単位での加入）必要があります。

1 被保険者（補償を受けられることができる方）

加入対象者に該当する介護事業者。

2 対象となる感染症

疥癬^{かいせん}及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第一項にいう以下の感染症（但し、四類感染症のうちの鳥インフルエンザ、及び五類感染症のうちのインフルエンザを除く。）とする。

<一類感染症>

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱

<二類感染症>

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）

<三類感染症>

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

<四類感染症>

E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽（そ）、ボツリヌス症、マラリア、野兎（と）病、その他の既に知られている感染症の疾病であって、動物またはその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

<五類感染症>

ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、感染性胃腸炎※その他の既に知られている感染症の疾病（四類感染症を除く。）であって、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

<指定感染症>

<新感染症>

※ノロウイルスによる感染性胃腸炎も補償の対象となります。（但し、傷害補償制度のみご加入の場合は対象外です。）

3 保険料

従業員1名あたり 毎月30円
(傷害補償と併せて毎月380円)

4 保険金のお支払い

感染症見舞金の補償 1名あたり30,000円

※ 左記感染症見舞金補償の他に、感染症が発生した場合の「感染の発生または拡大の防止のために支出した費用(損害防止費用)」のうち、保険会社が必要又は有益と認めたものも対象となります。(例：施設内で感染症が発生し、放置しておけば他の介護労働者にも感染が広がる恐れがある場合に、更なる感染を防ぐために介護事業者が負担した緊急隔離措置費用など)

5 加入手続方法

(1) 加入書類と作成

感染症見舞金制度にご加入希望事業者様には、取扱代理店から2ページの傷害補償制度の加入に必要な書類(加入依頼書・払込取扱票)の他、「感染症補償規程」をお送りします。

必要事項を記入して従業員へ周知してください。書類には、補償規程が周知されたことを確認するため、事業者の捺印と従業員代表者の方の署名が必要です。

(2) 保険料の振込み

2ページの傷害補償制度の申込人数に1人当たり30円(傷害補償と併せて380円)の保険料を乗じた金額を、補償開始月の前月末日(休日の場合は前日)までに送金してください。払込票の様式および保険料の払込先口座は、1ページの共通事項のとおり傷害補償制度と同様です。

※ 保険料は、年度内(当年4月分～翌年3月分まで)に限り傷害補償制度とともに年間分を一括で払込むことができます。

※ すでに傷害補償制度に加入し保険料を年払いで納付している事業者は、感染症見舞金の保険料のみを追加納付することで感染症見舞金制度に加入できます。

(3) 必要書類一式を取扱代理店(株)全福サービスへ送付

2ページの傷害補償制度の必要書類一式とともに「感染症補償規程」を取扱代理店へ提出してください。

※ 感染症補償規程は、初回に提出いただき、住所・名称等に変更があった場合には再提出してください。

(4) 感染症見舞金制度等への加入方法早見表

No.	制度への加入方法	加入の可否	1人当たりの月額保険料
1	傷害補償(介護事業者用)制度のみ加入	○	350円
2	感染症見舞金制度のみ加入	×	—
3	傷害補償(介護事業者用)制度と感染症見舞金制度へ同時加入 (ただし、傷害補償加入者全員が加入)	○	380円
4	傷害補償(介護事業者用)制度に年払い加入済みで感染症見舞金制度へ追加加入 (ただし、傷害補償加入者全員が加入)	○	30円のみ追加納付
5	傷害補償(介護事業者用)制度へ加入している介護労働者の一部が感染症見舞金制度へ加入	×	—

6 保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 疾病による死亡(労働者災害補償保険法または船員保険法において給付対象として規定されている業務上の事由による疾病による場合を除きます。)
- (2) 保険契約者、被保険者、またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- (3) 従業員または見舞金を受け取るべき者の故意、重過失、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒酔運転、麻薬・あへん・覚醒剤等の使用または精神障害
- (4) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の法令違反
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (6) 地震、噴火または津波
- (7) 核燃料物質もしくはそれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性
- (8) 仕事との因果関係を証明することができない感染症
- (9) (公財)介護労働安定センター感染症見舞金制度において対象外となる事由 等

7 保険金請求方法(事故の場合)

- (1) 介護事業者は、介護労働者が介護業務従事中に感染症に罹患し医師の治療を受けた場合、取扱代理店(株)全福サービスに事故報告書をFAXしてください。
- (2) (株)全福サービスから事故報告書が東京海上日動火災保険(株)に送付されると、事業者宛に保険金請求書類が送付されます。
- (3) 事業者は、感染症補償規程に基づく見舞金の支払いを行った後に保険金請求書類※を東京海上日動火災保険(株)に提出し、保険金の支払いを受けます。

※ 必要な保険金書類とは、①所定の保険金請求書②医師の診断書③見舞金領収証④その他保険会社が必要と認める書類などを言います。

注) 事故が発生した場合は速やかに取扱代理店へ報告を行うようお願いいたします。

〈重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）〉

総合生活保険（傷害補償）にご加入いただくお客様へ（必ずお読みください）

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

[マークのご説明]



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。



2. 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。



3. 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約
- 救護者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険（傷害補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4. 保険金額の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。



5. 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。



7. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記「告知事項・通知事項一覧」をご確認ください（項目名は商品によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記「告知事項・通知事項一覧」の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

総合生活保険（傷害補償）

他の保険契約等*1が締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。

被保険者数が告知事項かつ通知事項（☆）となります。

*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3. 死亡保険金受取人

総合生活保険（傷害補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

III ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりません場合があります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、急のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいたしますようお願いいたします。



2. 解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料が理由でも、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（傷害補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に関する補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。



4. 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新、管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（傷害補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。



3. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保 険 期 間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

4. その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入の大切なことがらに記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。

5. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

IP 電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページをご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動安心110番 （事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



事故は119番・110番
0120-119-110

受付時間：24時間365日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
〔「ア」行に登録できます〕



ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がおお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でおお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
 保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額（自己負担額）
 保険期間 保険料・保険料払込方法
 保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

●このパンフレットは、傷害補償制度及び感染症見舞金制度の概要をご紹介します。傷害補償制度のご加入にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。各制度の詳細は契約者である（公財）介護労働安定センターの代表の方にお渡ししてあります保険約款および特約書によりますが、保険金のお支払条件等商品の詳しい内容につきましては、取扱代理店にご照会ください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●お申込みの際には、加入依頼書の記載事項に間違いが無いか十分にご確認ください。

（傷害補償制度）

●「傷害補償（介護事業者用）制度」は、東京海上日動火災保険（株）を保険会社とし、（公財）介護労働安定センターを保険契約者、（株）全福サービスを取扱代理店として取扱う「総合生活保険（傷害保険）（介護労働安定センター団体傷害保険特約付帯）」の略称です。

（感染症見舞金制度）

●「感染症見舞金制度」は、東京海上日動火災保険（株）を保険会社とし、（公財）介護労働安定センターを保険契約者、（株）全福サービスを取扱代理店として、「共済責任保険」により取扱う見舞金制度です。

●ご加入の際のご注意

①告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
*代理店には、告知受領権があります。

②通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。
ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

③他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

④保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
*保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

⑤「そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）」および「個人情報情報の取扱いに関するご案内」につきましては、重要事項説明書内の記載をそれぞれご参照ください。

＜お問い合わせ先＞

取扱代理店

株式会社 全福サービス

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8 NCO神田須田町5階
TEL:03-3252-2035 FAX:03-3258-8878
<http://www.zenpuku.co.jp>

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）公務第一公務第二課
TEL:03-3515-4124

16-T21820 2017年1月作成